

年金積立金の専ら被保険者の利益のための 安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、GPIFは、昨年10月に変更を公表した。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした現状に鑑み、当議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、早急に見直すこと。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月18日

福井県鯖江市議会

意見書の提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

北陸新幹線金沢・敦賀間開業後の 特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書

本市をはじめ北陸地方は関西・中京圏とのつながりが強く、鉄道利用者は平成22年度で1日あたり20,100人の交流があるほか、さらに平成39年には、東京・名古屋間でリニア中央新幹線の導入も予定されており、今後ますます交流人口が拡大するものと期待されている。

このような状況において、北陸新幹線は、高速交通体系の柱としての日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に必要な不可欠な国家プロジェクトであるとの大局的見地から、新幹線整備事業とともに、デメリットとなる並行在来線の経営分離についても、本市議会として一定の理解を示してきた。

また金沢・敦賀間開業3年前倒しが決定した反面、認可当初の計画であったフリーゲージトレインが車両開発の遅延など、その実現性が非常に危ぶまれている。

さらには、現在敦賀駅での在来線との乗り換えについて検討が進められているが、敦賀駅に併設される新幹線駅は、8階建てビルに相当する地上約24メートルの高さにホームが設置されることや駅舎自体が在来線駅舎と約200メートル離れた位置に建設される計画であることから、ホーム間の移動には相当の時間が必要になる。

そこで、鉄道利用者のため、敦賀駅よりも乗り換え利便性が高い福井駅を乗り換え拠点と位置付けて北陸地方と関西・中京圏を結ぶべきと考える。

こうした現状に鑑み、関西・中京圏との利便性を確保するため、次のことを強く要望する。

記

北陸新幹線事業を取り巻く情勢の変化に対応するため、金沢・敦賀間開業後も福井駅まで特急「サンダーバード」「しらさぎ」を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月18日

福井県鯖江市議会

意見書の提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣 内閣官房長官



この要望の実現に向けての働き掛けとして、1月7日と8日に福井県ゆかりの国会議員7名に、意見書を手渡しました。

(写真は稲田朋美氏に総合戦略等特別委員会の小竹委員長と佐々木勝久副委員長と末本議長が手渡すところ)